

議会運営委員会会議録

平成29年3月22日(水)

(開 会) 14:44

(閉 会) 15:47

案 件

1 人事議案の説明、質疑

- (1) 議案第33号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
- (2) 議案第34号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- (3) 議案第35号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- (4) 議案第36号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- (5) 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

2 追加議案の説明、質疑

- (1) 議案第38号 副市長の選任につき議会の同意を求めること
- (2) 議案第39号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること

3 議会選出各種委員の選出について

- (1) 国民保護協議会委員
- (2) 防災会議委員

4 議員提出議案の取り扱いについて

- (1) 議員提出議案第2号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例
- (2) 議員提出議案第3号 指定給水装置工事事業者制度に更新制導入を求める意見書の提出
- (3) 議員提出議案第4号 無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書の提出
- (4) 議員提出議案第5号 原子力依存からの撤退を求める意見書の提出
- (5) 議員提出議案第6号 白旗山周辺の大規模太陽光発電の開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議

5 陳情の取り扱いについて

6 会期日程の変更について

7 請願第11号 前市長並びに前副市長の賭けマージャン事件の100条調査に関する請願

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

人事議案について、執行部に説明を求めます。

○市長

本日提案させていただきます人事議案5件についてご説明いたします。

まず、議案第33号につきましては、平成29年5月16日付をもって任期満了となります本市教育委員会委員として安永卓生氏を引き続き任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第34号から36号につきましては、平成29年6月30日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきましては、白神郁子氏を引き続き、また、小出康子氏、手島久子氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであり

ます。

次に、議案第37号につきましては、人権擁護委員の逝去によりますその後任として野上都美子氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものがあります。

以上、人事議案5件を上程したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま市長から説明がありました議案第33号から37号までの5件につきましては、最終日、3月24日の議会運営委員長報告、質疑、討論、採決の後に上程し、人事議案でございますので委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決としていただいております。

なお、先例によりまして、教育委員会委員の人事議案が同意されました際には就任のあいさつを受けることとなっておりますが、今回につきましては、対象者が公務が重なっており、議会への出席ができないということですので、同意されました場合の就任あいさつにつきましては省略となります。以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人事議案の取り扱い」についてはそのように決定いたしました。

次に、「追加議案」について、執行部に説明を求めます。

○市長

本日、追加議案として提案させていただきます人事議案2件についてご説明いたします。

まず、議案第38号につきましては、本市副市長として梶原善充氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第39号につきましては、本市教育委員会教育長として西 大輔氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

以上、人事議案2件を上程したいと考えておりますが、これらの件につきましては、本日、3社新聞報道がありましたことをお詫び申し上げますとともに、本件について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、「追加議案の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま説明がありました追加議案2件につきましては、先ほど説明のありました人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決の後に上程し、人事議案でありますことから、委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決としていただいております。

なお、副市長並びに教育長につきましては、先例によりまして、それぞれ同意を受けました際にあいさつを受けることとなっておりますので、各人事議案が同意されましたら、あいさつを受けていただいております。以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「追加議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議会選出各種委員の選出」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

任期満了に伴い選出依頼がなされております議会選出各種委員につきましては、先に開催されました代表者会議において、国民保護協議会委員には、議長及び副議長、防災会議委員には、議長、副議長、総務委員長及び経済建設委員長をあてることが確認されておりますので、そのとおり選出していただいております。

なお、選出の方法については、議長の指名による選出としていただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議会選出各種委員の選出」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、委員会条例改正案及び意見書案に対する各会派のご意見を事務局から報告させます。

○議会事務局次長

お手元にお配りをしております委員会条例改正案及び意見書案の賛否一覧表をご覧くださいと思います。

一覧表に記載のとおり、「飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」、「指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書」及び、「無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書」、以上3件につきましては、いずれも全会派賛成ということでございました。以上でございます。

○委員長

委員会条例改正案及び意見書案2件、以上3件に対する各会派の賛否は、ただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案の取り扱いについて、お諮りいたします。

「議員提出議案第2号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第3号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出」につきましては、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先につきましては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第4号 無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書の提出」につきましては、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先につきましては、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第5号 原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」及び、「議員提出議案第6号 白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議」、以上2件の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

本定例会初日の本会議において、「請願第10号 『原子力依存からの撤退を求める意見書』の提出を求める請願」が採択されたことを受けまして、申し合わせに基づき、請願の紹介議員である瀬戸 光議員が提出者となり、総務委員会で賛成した委員のうち、議長を除きます委員6名が賛成者となって、「議員提出議案第5号 原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」

が提出されております。

また同様に、3月21日の本会議において、「請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願」が採択されたことを受けまして、請願の紹介議員である川上直喜議員、宮嶋つや子議員、秀村長利議員、明石哲也議員、永末雄大議員及び藤浦誠一議員、以上6名が提出者となり、市民文教委員会で賛成した委員4名が賛成者となり、「議員提出議案第6号 白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議」が提出されております。

本案2件につきましては、先ほどの議員提出議案に続けて上程し、提案理由の説明を受けた後、議員提出議案でございますので、委員会付託を省略した後、質疑、討論、採決とし、採決の方法は起立採決としていただいております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議員提出議案第5号 原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」については、事務局説明のとおり提案し、意見書の送付先につきましては、内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第6号 白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議」の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり、前回の議会運営委員会以降に提出された陳情が1件ございます。

陳情第49号につきましては、その写しを明日、3月23日の本会議開会前に、議席のほうにお配りすることといたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「陳情の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に「会期日程の変更」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております「平成29年第1回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧いただきたいと思います。

会議予定でございますが、黒枠で困っております箇所、本日、3月22日、水曜日ですが、この後に本委員会で請願第11号を議題といたしますことから、議会運営委員会を日程に加えております。

また24日、金曜日、本会議最終日の議事日程第3に、先ほどご審議いただきました追加議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を加えております。以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期日程の変更」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「請願第11号 前市長並びに前副市長の賭けマージャン事件の100条調査に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。紹介議員として、宮嶋つや子議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員さんは、紹介議員席にお着きください。

(紹介議員席に移動)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○宮嶋議員

前市長並びに前副市長の賭けマージャン事件の100条調査に関する請願について、趣旨説明を行います。

請願者は飯塚市下三緒35山内市住8-27、鶴沼久美子。紹介議員は川上直喜議員と私、宮嶋つや子です。

要旨、「すべての議員を委員とし100条権限を持つ、元市長並びに元副市長の賭けマージャン事件調査特別委員会を設置することを求める。」というものです。

理由は、「齊藤守史前市長と田中秀哲前副市長の賭けマージャン事件は、全国に報道され飯塚市の名誉を著しく傷つけ、市政に対する市民の信用はこのうえもなく根底から失墜させた。

市長と副市長の辞職と事件の全容解明を求める市民世論は、ついに元市長・元副市長を自ら辞職に追い込まれた。しかし依然として事件の全容は解明はなされていない。

この状況のもとで市議会に求められるのは、市民の負託を受けた監視機関としての役割を誠実に果たし、市民世論に応えることである。

今回事件は、前市長と前副市長が賭けマージャンに関わって市政運営を著しくゆがめた事実がないかが鋭く問われるものであり、市議会が持つもっとも強力な権限を行使し、議員全員が総力をあげて徹しく追及しなければならないことは明らかである。」こういうふうになっております。ぜひとも本市のイメージ回復のためにも徹底究明が求められています。よろしくご審議のうえ、採択していただきますようお願いを申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。宮嶋議員、本日はお忙しいところありがとうございました。退席されて結構です。

(紹介議員 退席)

次に、全般についての質疑を行います。あらかじめ申し上げます。

本請願は、その要旨にありますように、全議員を委員として、前市長並びに前副市長の賭けマージャン事件調査特別委員会を設置し、地方自治法第100条に規定する調査を行うことを求めるものです。

したがって、本日の委員会では、調査することの是非について審査するものであり、実質的な調査に入るような内容の質疑は議題外となります。そのような質疑については、委員長として許可できませんので、その点を十分ご留意いただいて上で、質疑をされますようお願いいたします。

それでは、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この請願の理由のとおりなんですけれども、今なおこの前市長、前副市長を含む勢力の賭けマージャン事件は何が起こっていたのかと、市政をゆがめた事実がないかということについては一切明らかになってないわけです。市民は、前市長と前副市長が辞職したからといって、このことが闇に葬られてよいとは到底考えておりません。

今からの質問は、議会は監視機関として最高の権限を持って調査を行うということが必要だということ、執行部の皆さんからお話を聞きながら確認していこうという趣旨の質問になりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

ふり返ってみると、12月21日に前副市長の平日昼間のマージャンについて、議会が究明するようにという陳情があったんですね。これには動画が入ったDVDが添付されておりました。全議員に1枚ずつ渡すようにということであったわけですが、その後どういう事情か、新聞の取材があったと思いますけれども、翌朝、新聞の報道をするところとなり、12月議会の初日でしたけれども、当時の市長、副市長が議運でまず事実を明らかにして陳謝すると。本会議で同様のことを行うということがあったわけですね。

本会議の後、彼ら二人は記者会見を開いて、全国から、市内外問わず批判を浴びる、そういう言動を取ったわけです。

一方、議会はちょうどその頃、100条調査についてはまだ決断できないまま、議会として、形としては議長個人ということになりましたけれども、政治倫理審査会に審査請求を行うというような、5条に基づく行為をしたわけですね。

こういう流れの中で年が明けて、ことしですけれども1月12日に前市長、前副市長が辞意を表明するという事態となりました。

その後、辞職を表明した後ということになるんだけれども、1月23日にその当の市長が任命する形になった政治倫理審査会が行われましたよね。結論的に言えば、社会通念上弁明の余地はないという結論が、委員の中からは、報道によれば市議会に100条調査を求めるといふ意見もあったわけですが、その後、片峯市長は2月26日の市長選挙において当選されて今日ここに座っておられるわけですが、この1月13日の市政治倫理審査会の答申について、意見について、どのように受けとめておられるのか、お尋ねをします。

○委員長

川上委員、先ほど申しましたとおり、これ、質疑の内容に入っておりますので、さっき言いましたように100条調査特別委員会を設置するかどうかの是非ですので、その件については――（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休憩 15:07

再開 15:07

委員会を再開いたします。

○川上委員

私がこの質問するのは、執行部が、あるいは政治倫理審査会が十分な時間をとって仮に証人喚問も行ったり、参考人招致などもして、きちんとやれておれば、もう議会の出番はないよということになるかもしれません。

しかし、事実は全くそうでないことを皆承知じゃないですか。しかも、委員の一部からは議会が100条でやりなさいというふうなまで言われている。

こうした中で、新しい市長ができた。新しい市長が仮に、それはそれで関係ないかもしれないけれども、議会の手をわずらわせる前に、きちんと調査をして、調査報告書をまとめましょうとその上で議会に報告するので、議会が調査するならしてくださいということならまた違った話になってくるわけです。

ですから、市長のもとでつくられた、しかも議長が要請した形になってるこの政治倫理審査会の答申意見をどう受け止めておるのかというのは、100条設置するかどうかにかかわる重大な内容があると思うんですよ。だから委員長、答弁を求めてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:11

再開 15:11

委員会を再開いたします。

○市長

私としましては先ほど質問者も2つ整理をされておりましたとおり、政治倫理審査会の中で、賭けマージャンそのものについては非常にゆゆしきことであるという報告、それからもう1点がおそらく業者、そこで同席した業者との利益供与があったんじゃないかという意味での政治倫理についての案件につきましては、この審査会での答申を受け、終結をしているものと考えております。

○川上委員

終結してないわけですね、現実には。問題は終結してない。

2月3日の日に市議会は市民文教委員会を開きましたね。案件にはなかったんだけど、執行部から報告したいというので、単なる報告事項として、賭けマージャンと一緒にやりましたという業者がこの4月から斎場の指定管理者となる。この選定過程がゆがめられていなかったかについて執行部が独自に調査したという報告があり、議員からは質疑があつて、答弁もあつています。

しかし、その内容を見ますとね、相手が、選定委員が大丈夫ですと言ったら、ああそうですかというだけなんです。普通、うのみにするという言葉があるけども、そういう報告なんですよ。だから、選定委員の言葉をうのみにしたので、私たちは大丈夫だと思います。議会にはそのように報告します。本当に大丈夫ですかという質問もあつたと思います。

それで、重ねて市長にお聞きしたいんだけど、執行部としてこの程度の調査しかできないのか。これで本当に大丈夫とお考えか、執行部としてですよ。

これは後で言うんだけど、執行部だけではできないので、議会としても100条調査をお願いするということはないのかというニュアンスを込めて聞くんですよ。執行部、まず頑張んなきゃ、というのが市長の立場だと思います。そこのところどう思われるか、この執行部サイドの自主点検というか、うのみ自主点検が大丈夫と思われてるのかどうなのか、お聞きします。

○市長

実は私自身もこの案件は非常にきちんと自分の中で整理すべき案件だと思いましたので、2月3日の市民文教委員会の報告事項についてしっかり確認をいたしました。そのとき、質問者、1点はおっしゃいますとおり、プロポーザルにおける選定委員について個別の聞き取りの結果、それから当事者の聞き取りの結果に基づいて、そのようなことがないという一つの判断、それからもう一つは選定過程における資料も私、直接目を通しまして、この選定のあり方でいけば、前市長、前副市長が意図的に、同席した方に利益供与を図るというようなことは極めて難しいというように判断いたしましたので、先ほど答弁いたしましたとおり政治倫理審査会の答申を受け、それをもって終結というようなとらえ方をしている次第でございます。

○川上委員

市長は終結というとらえ方だとおっしゃるんですけども、何か変なことしてませんかと聞かれて、変なことしましたという人はほぼいないでしょう。

だから、それを証拠によって裏付けなければならないわけですよ。変なことがあつてないかとか、あつてるんじゃないか、あつてるのはあつてる。証拠によって裏付けがあるんだけど、この証拠の提出の強制力が、法的強制力がないでしょう、執行部には。

また、片峯教育長は非常に信頼している口ぶりだったけども、肝心かなめの前市長と副市長には聞いてないし。聞いてないんですよ、当事者に。あなた方ゆがめてませんかと聞いてない。肝心かなめの人から聞いてないんですよ。

しかも、それ聞いたとしてもそれを裏付ける証拠書類も本人たちに要求したりもしてないわけ。これは聞くことできるんですよ、執行部として。前市長、前副市長をたずねて行って、ゆがめてませんかと聞いてもいいんですよ。何の罪にもならない。やる気があれば聞けるんです。しかし、その拘束力がない。

だから私は、やる気の問題と同時に、権限のこともあつて、今のような事態になって、それで一件落着くというようなニュアンスの答弁でしょう。非常に、調査としては市民の期待にこたえるものになってないと思う。

実は、私が3月9日、3月議会の初日に議案質疑の過程で上下水道事業管理者に質問しましたね。梶原さんに。例のDVDの中の動画に、浄水業者と思われる姿が写ってるんだけど、どうなんですかと聞いたでしょう。

そしたら、答弁に立って、梶原さんも見たんでしょうね、あれを。どこで見たんでしょうかね。議会に提出されたDVDをね。どこかで見てるんですよ。上下水道事業管理者がああDVDを。これをどこで見たか本人に聞きたいところです。

そして、彼が言ったのは、こう言ったわけ。こう言ったんですよ。それは浄水業者じゃなくて、空調業者ですと言ったじゃないですか。ということはね、(委員長の「川上委員」と呼ぶ声あり)上下水道局は調査したということなんです。

○委員長

ちょっと外れていってます。(発言する者あり)質問をしてください。意見は討論があります

ので、討論の場で意見は述べてください。はい、どうぞ。

○川上委員

それで、上下水道局は調査をどの程度かわからないけどもしているわけですよ。ということになるでしょう。ところが、その姿の全貌については説明をする機会があるのかないのか、受けてません。

つまり、市長部局でも、上下水道局のほうでも、現状の調査やった、あるいはやったように見える姿では、市民の信頼回復には全くつながらない。にもかかわらず市長がこれで一件落着きたいな答弁ですよ。この市民の感覚と新しい市長の感覚のずれという乖離、これはどうやって埋めるのかと。これは市長部局、新しい市長が頑張んなきゃだめなんですよ。しかし、それは頑張るんだけど、――

○委員長

川上委員、質問をしてください、意見ではなくて。

○川上委員

質問していい。(委員長の「だから質問と言ってるんですよ。」という声あり) そした質問しますよ。そうしたら、この状況、市民の認識と市長の感覚のずれがあると私は思うんだけど、これどうしたら埋まるんですか。それ聞きましょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:22

再開 15:22

委員会を再開いたします。

○川上委員

市民のまだまだという認識と市長の今までの答弁のところのずれがあるんじゃないかということで、そう感じないかという質問したんだけど、答弁がないようなのもう少し行くと、実は、12月21日のときから事態発展していったんですよ。これはね、実は2月26日に当選した片峯市長が1月18日の立候補の記者会見において、みずから前市長、前副市長と一緒に賭けマージャンしましたということのみずから言って、立候補してよいのかどうかについて随分悩んだということまで言ってるわけ。(委員長の「川上委員、川上委員」と呼ぶ声あり) ここ明らかにしなければ、市長が明らかにしないんだったら議会が調査しないといけないということになるわけですよ。

だから、そこのところね、なぜ今の市長が彼ら2人、3人ではできないから、賭けマージャンしないといけなかったのか、それをみずから市長が明らかにしないんだったら、議会が、(委員長の「川上委員、川上委員」と呼ぶ声あり) 100条権限でしか明らかにならないというわけになるでしょう。

○委員長

川上委員、前市長、前副市長に関する100条調査特別委員会の設置を求める請願ですよ。現市長がしたか、してないかという――

暫時休憩します。

休憩 15:29

再開 15:32

委員会を再開します。意見は討論で述べていただきたいと思います。(発言する者あり)

○坂平委員

質疑の終結をお願いします。(発言する者あり)

○委員長

ただいま、坂平委員から質疑終結の動議が提出されました。

質疑終結の動議を議題といたします。おはかりいたします。ただいまの動議のとおり決することに賛成の委員は挙手願います。(発言する者あり) 賛成の委員は挙手を。

(挙 手)

(発言する者あり) 討論はしますよ。今の動議の――(発言する者あり) いや、それはございません。ありません。議事進行に関する問題なので討論は認められないということです。動機が出されたので、採決したんですよ。(発言する者あり) だから、賛成多数で可決されました。

(発言する者あり) 誰が。皆さん手を挙げられたでしょう。皆さん手挙げてますよ。(発言する

者あり) 動議が出されたので決を取る。当たり前の話でしょう。(発言する者あり) 今、動議が出されて、それが賛成多数でございましたので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、請願第11号、採択に賛成の立場で討論します。

私の執行部に対する質疑の過程で明らかになったのは、まず執行部の調査が組み立ってない。この問題に対する柱が全然立ってない。指定管理に4月からなろうとしているものが一人おったでしょうという、その人だけが、業者だけが明らかになったので、とりあえずその人について、その業者について調査しただけなんです。それも先ほど言った中途半端な調査ですよ。何の拘束力もない。

そしてしかも当事者である前市長、副市長にはまともな話聞いてない。その業者以外に、ほかに政治家いなかったんですか、職員いなかったんですかということについては明らかにまだなっていない。聞いてもない。

ところが、一人だけ僕やりましたという人がおったわけでしょう。それが前教育長で今の片峯市長なんです。業者は調査して、私やりましたという人については市は何ら調査してないわけ。みずから、市長なんだから、発言の機会もあれば権利もあるのに、聞いたのに答弁をしない。

執行部がこれほどこんどの問題を軽視し、そしてまともに調査しない態度。市長もそのチャンスがあるのにしない。業者怒ってるんじゃないですか。自分は調査されたのに教育長、市長は調査されないのかってことでしょう。これが公正な市政運営をやるということにどういうつながりがあるのかな。であれば、このまだ暗闇から抜け出ることのできない飯塚市長と執行部に対して監視機関として議会があるわけですから、この議会が全力挙げて市民とともにこの問題解決、解明に臨むのが当たり前だと思うんです。

それについては、議会の最高の調査権限というのは100条です。証人喚問ができます。正当の理由がなく出てこなければ罰せられる。出てきて事実と違うことを述べれば偽証罪で告発を受けます。また、その証言がその事実かどうかを裏付けるための証拠書類を請求することができます。それによって何もない場合は裏付けられるわけですよ。何もないということがこれでわかったということになる。ある場合はあったねとなる。

こういう最高の権限を私は28人議員がいるので、全員で当たるといえるのは、市民の負託にこたえた行為だと思うんです。じゃあ、賭けマージャン事件です。刑事事件です。何調査するんですか。それは警察の仕事でしょうかと思われると思います。市政をゆがめた事実がなかったかというのが100条の根幹と思うんですけども、この間といえば10年間なんです。この間の報道と本人たちの言明によれば、合併以降ずっとやってるわけですよ、基本的に。現職からOBになった上下水道事業管理者が用意した場所で、学校教育課長から教育長になりという方、それから一貫して市長だった人、2010年から片峯市長と同じ時期に副市長になった前副市長。こういう条件の中で行われた賭けマージャン、継続的に行われた賭けマージャンが市政をゆがめることがなかったかと心配するの当たり前です、市民が。議会は重大な関心持たなければならんです。

たとえば、第1には指定管理においてゆがみがなかったかというのがありますね。10年間ですから。1兆円以上使ってるんですよ、10年間で。3会計で。市長部局、教育委員会、上下水道局。1兆円以上使ってるんですよ。この間ずっと断続的に賭けマージャンをやってたわけですから、最高幹部が。最高幹部の一員である人の用意した場所で。

それから2つ目は、この間適当に闇に葬られようとしている危険のある赤坂調整池事件。前副市長が、悪意はなかったので調査しないと仰いましたね。

それから、なぜか和解がととのってないのに和解協議中に市が新たな資材置き場を提供する、貸付地を用意した明星寺地区の事件。後に市有地不法占拠事件となって現在裁判で係争中ですよ。和解協議やってる最中にもう密約じゃないんですか、これ。和解協議項目にないんですよ。市有地を貸すから和解に応じようという。そんなことないですよ。もう市の幹部が走り回ってたわけだから。どうしてこんなことが起こるんですか。

それからね、鎮西地区の鎮西小中一貫校、昨年のことだけど、1から5工区まで全て100%だったじゃないですか。業者選考委員会が発表するまでは、教育委員会の幹部は知ることのできない情報だったんですけど、これを教育委員会の幹部が知っていなかったかという問題があり

ます。これマージャンしながらそんな情報を出したというふうに言ってるわけではありません。

そこに代表されるような濃い人間関係と言えば上品だけど、賭けマージャンと一緒にやるんだから、刑事罰覚悟でやってるんですよ、みんな。刑事罰を覚悟してお互いに顔を見てるんだから、覆面してないんだから。お互いに刑事罰対象なんですよ。そういう人たちが無傷でおれるわけないでしょう。

だから、こんど嘉飯山砂利建設の会長から探偵雇われて、追いかけて回されて1年間ですよ、見ただけでも。DVD。これ自身が市政をゆがめることにつながっていったんじゃないか。

しかも、これにまだ明らかになってないんだけど、ほかの業者いなかったのか。政治家いなかったのか。政治家という単語がまだ出てきてないでしょう。このところ、特定の人との、斎場の指定管理とかいう問題じゃなくて、この間、飯塚市政で起こってきた不自然な出来事、これらがこの賭けマージャン事件という黒い渦ですよ。これが底流にないのかと。最高幹部が現職のときも、OBになっても、ずっと10年間続けてきてる。2010年がキーワードですよ。

ですから、私は、議会は十分な、本来は質問もして、100条で証人喚問もし、証拠書類も要求して、本気で全員で調査する。これが市民の負託にこたえるということではないですか。我々全員2年前に市民に訴えて、負託を受けて、議員になっているじゃないですか。今働かないでいつ働くのかと私は思うんですよ、議会が。この間いくら陳情がありましたか、100条で調査してくれと。これに、我々今こたえるべきじゃないんですか。ぜひ全員による100条設置を求める請願に賛同していただけますようお願いして、討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。お諮りいたします。「請願第11号 前市長並びに前副市長の賭けマージャン事件の100条調査に関する請願」について、採択することに賛成の議員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、本会議最終日に委員長報告を行い、採決となりますが、その際、委員長報告に対してではなく、請願についての賛否をお諮りいたします。

したがいまして、本請願を採択とする方はご起立をしていただくこととなりますので、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしくお願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。